

平成 28 年度 福島県生活再建支援拠点事業（福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業）

平成 28 年 7 月 1 日スタートしました！

福島県からの県外避難者への支援を目的とした「福島県生活再建支援拠点事業（福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業）」について、平成 28 年度より「茨城県内への避難者・支援者ネットワークふうあいねっと」が、福島県から事業委託を受け実施します。

主に、ふうあいステーション（ふうあいねっと事務局）にて県外避難者が対面等で相談できる場を設置し個別の課題に丁寧に対応し、福島県の支援策に関する情報等を県外避難者に着実に届けるための相談会・交流会等を開催するなど、帰還や定住等の今後の生活再建に向けた県外避難者への支援を実施します。

《事業名》

平成 28 年度福島県生活再建支援拠点事業（福島県外避難者への相談・交流・説明会事業）

《事業の目的》

東日本大震災及びその後の原子力発電所事故に伴い、福島県内外で今なお 9 万 8000 人を超える方が避難生活を送っている。うち、茨城県内では全国で 3 番目に多い約 3720 人の方が、震災の影響により福島県から避難し、生活している。

福島県内の状況は、避難指示の解除、除染の進捗、インフラの復旧、平成 29 年 3 月末での応急仮設住宅の供与終了など、日々変化している。さらに避難先での子どもの進学など、今後の生活を考える判断に必要な福島県内・避難先での情報を得ることが難しく、県外避難者はとくに情報収集に多くの労力と時間をかけなければならない状況にある。

そこで、福島県は、県外避難者が対面等で相談できる生活再建支援拠点を全国で 25 拠点設置し、茨城県内では「ふうあいねっと」を拠点として、福島県の支援策に関する情報等を県外避難者に着実に届けるための相談会・交流会等を開催するなど、帰還や定住等の今後の生活再建に向けた県外避難者への支援を実施することを目的として当事業を実施する。

受託団体として、ふうあいねっとは「よろず相談員」を配置し、これまで以上に相談業務に力を入れ、個別の事情に丁寧に対応し、個々人の生活再建のサポートを行う。

《事業の内容》

- ① ふうあいステーション（ふうあいねっと事務局）を、県外避難者が帰還や生活再建に向けた相談ができる「生活再建支援拠点」として開設し、「よろず相談員」の配置により相談業務を行う。
- ② 福島県の支援策に関する情報等を県外避難者へ提供する相談・交流会等（年 2 回）の開催
- ③ 県外避難者が避難先で必要としている支援業務
- ④ 原子力損害賠償や税務関係の個別相談を複数回実施
- ⑤ 茨城県内・福島県内での生活再建に必要な情報をまとめた「情報ブック」の制作

《よろず相談員の設置》

ふうあいステーションにて住居、健康、子育て、就労や教育、生活再建等に関する相談をメール、

電話、対面等で受け付けます。

相談員： 北澤安芸（きたざわ あき）、二ツ森千尋（県南担当）

相談日：毎週火・水・木曜日 9時30分～16時30分

Eメール：fuai.soudan@gmail.com

TEL：070-3182-4044

《事業主体》

福島県

《事業管理者》（福島県から業務を委託）

一般社団法人ふくしま連携復興センター

《本件に関するお問合せ》

茨城県水戸市文京 2-1-1 茨城大学教育学部 A 棟 413

茨城県内への避難者・支援者ネットワークふうあいねっと

TEL・FAX：029-233-1370（平日9：30～12：30） 担当：大里・北澤

070-1591-1370（平日9:00～17:00）

以上